### 九 州 大 学 経 営 協 議 会 議 事 録

日 時:平成26年9月11日(木)16:10~17:40

場 所:九州大学 椎木講堂大会議室

出席者: 27名中21名出席

#### 【紹介】

交代のあった学内委員について紹介があった。

#### 【報告事項等】

1 平成27年度概算要求について

文部科学省から財務省へ提出された、平成27年度概算要求の概要及び本学に係る概算 要求について報告があった。

2 平成26年人事院勧告について

平成26年の人事院勧告における給与勧告のポイントについて説明があった。 なお、以下のような意見等があった。

・ 人事院勧告に対応すると人件費はいくら上がるのか。相当な金額になると思うが、その分は運営費交付金でまったく面倒見てもらえないのか。1.3%の減額に加えて、その分も法人だから自分で対応しろというのは非常に厳しいのでは。

全く面倒は見てもらえない。約4億円支出が増えることになる。競争的資金をうまく使ったり、経費削減や、運営費交付金以外の財源を稼ぐなどして、なんとかやりくりしていかなければならない。

3 教員に対する年俸制等の検討状況について

教員に対する年俸制の導入に係る本学における検討状況について報告があった。 なお、以下のような意見等があった。

・ 年俸制への移行はデメリットもあると思うが、やらなければならないのか。 特別な年俸によって優秀な研究者に来てもらえるというメリットはある。国から、研 究大学では20%を年俸制にすることが求められており、これに対応しなければならな い。これから新しい局面を迎えることになる。

4 学校教育法及び国立大学法人法の改正について

平成27年4月1日から施行されることとなった「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」及び「学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令」の概要について説明があった。

なお、以下のような意見等があった。

・ 学校教育法の93条によって教授会の位置づけや学長の権限が明確にされたと思う。 国立大学法人化以降も学内規則に教育公務員特例法に基づく内容が残っていたが、 ガバナンス改革のための今回の改正に伴い、法律に照らして齟齬がないように学内規 則等整備していかなければならない。

# 【懇談】

会議後、総長から「これまでの取り組みと近況について」と題して、総長在任中の取り 組みについて報告があった。

## 【その他】

- 1 10月以降の役員等の体制について 10月以降の役員等の体制について報告があった。
- 2 次回の開催について

次回は平成26年10月23日(木)に開催予定である旨の案内があった。

(以上)